

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 9月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：2件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|---|------|------------------------|
| 1 | 3号機 | 残留熱除去系（A系）熱交換器の海水流量調整弁の分解点検において、弁棒の折損が認められたため、対応を検討 | A | 9月12日公表済 (PDF131KB) |
| 2 | 3号機 | 原子炉建屋5階において、漏えい燃料集合体特定のための準備作業を行っていた協力企業作業員が、体調不良を感じたことから、業務車にて病院に向かい診察を受けた結果、熱中症と診断され、点滴治療を行った | A | 9月13日公表済 (PDF84KB) |

その他：12件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|---|------|----|
| 1 | 2号機 | 主復水器鉄イオン注入装置の海水ストレーナ（F）ベント弁において、シートパス（鉛筆1本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 2 | 3号機 | 原子炉炉心作業監視装置点検において、プリンタが正常に印刷できないことが認められたため、当該プリンタを点検・修理 | D | |
| 3 | 3号機 | 取水設備連絡階段に腐食が認められたため、当該階段を点検・修理 | D | |
| 4 | 3号機 | 炉心スプレイポンプ（A）駆動用電動機点検において、固定子コイル楔に緩みが認められたため、当該コイル楔を点検・修理 | D | |
| 5 | 4号機 | 「使用済樹脂貯蔵タンク／廃スラッジ貯蔵タンク」のレベル記録計において、用紙送り不良が認められたため、当該記録計を点検・修理 | D | |
| 6 | 5号機 | 現場の安全確認に使用する「注意タグ管理シート」作成において、旧版様式の使用が認められたため、対応検討 | C | |
| 7 | 6号機 | 屋外東側トレンチ内（油、スチーム処理建屋側）において、雨水の浸入による漏洩警報の発生が認められたため、対応検討 | D | |
| 8 | 6号機 | タービン建屋スチームドレンサンプピット（A）点検において、ライニングに剥離（少量）が認められたため、当該ライニングを点検・修理 | D | |

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|--------|---|------|----|
| 9 | 集中環境施設 | 補助ボイラー（A）重油流量積算計の計器交換において、電線管コネクタを使用せず計器を取り付けたため、対応検討 | D | |
| 10 | 集中環境施設 | 廃棄物処理エリア送風機（C）において、「風量低」警報が発生し、送風機が停止したため、当該送風機を点検・修理 | C | |
| 11 | その他 | 産業廃棄物管理棟周辺のパトロールにおいて、トイレ浄化槽ばっ気装置の紛失が認められたため、対応検討 | D | |
| 12 | その他 | 低レベル放射性廃棄物搬出検査装置の放射能測定装置（No. 2）の始業前点検において、計算式に入力する値（チェック線源の放射能濃度の基準日）に誤りが認められたため、対応検討 | C | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|-------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで